

# 確定申告 市県民税申告

問税務課 ☎ (43) 1636



## 新型コロナウイルス感染症対策のためのお願

今年の確定申告は、新型コロナウイルス感染症対策のため、受付方法が変わります。また、1件あたりの申告時間の短縮のため、次のとおり事前準備をお願いします。

- 受付** 1時間ごとに区切りを設定した受付簿に、来られた方から順に氏名を記入してください。※**マスク着用**
- 待合室** 受付簿に記載されている申告時間の30分前から待合室で待機してください。
- 検温の実施** 会場に来る前に検温してください。37.5℃以上の場合、会場への入室はできません。(会場入り口でも検温を行います)
- 申告前に準備しておくもの**
  - ①医療費控除の明細書：1年間の医療費の合計額を計算し

てください。保険者から届く医療費通知を添付すれば、記載内容を簡略化できます。

- ②白色申告収支内訳書：1年間の収入とかかった経費を計算し、収支内訳書を作成してください。
- ③(特定増改築)住宅借入金等特別控除額の計算明細書：添付書類と計算明細書を作成してください。
- ④(土地・建物等)譲渡所得の内訳書  
計算明細書などを記載していない場合、時間の都合で受付当日の申告ができない場合があります。必ず、事前に準備をしてください。添付書類や計算明細書などの作成で不明な点は、①、②は税務課市民税係、③、④は広島南税務署 ☎082 (253) 3285へご相談ください。

## 申告に必要なものなど

- 個人番号と本人確認
  - ・1点でよいもの：マイナンバーカード
  - ・2点必要なもの：個人番号を確認できる書類と運転免許証、健康保険証、在留カードなど
- 利用者識別番号を取得している人は、それがわかるもの(税務署からの申告案内など)
- 印鑑
- 収入金額が分かるもの…源泉徴収票・支払調書・帳簿など
- 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金などの支払いを証明する書類
- 雑損控除を受けようとする人…その領収書や保険などで補てんされた金額が分かるもの
- 障害者控除を受けようとする人…身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳など

※被爆者健康手帳による障害者控除は厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象となります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合に必要なもの

### 【初めて申告をする場合】

- ・住宅ローンの年末残高証明書
- ・売買契約書や工事請負契約書の写し
- ・登記事項証明書(登記簿謄本)

### 【2回目以降の申告をする場合】

- ・住宅ローンの年末残高証明書
- ・初回申告時の住宅借入金等特別控除の計算明細書の写しまたは税務署から送付される控除証明書

※準備書類が複雑なため、事前に税務課または広島南税務署にお問い合わせください。

### ▶以下に該当する方は申告時にご注意ください

- 上場株式などの配当所得や譲渡所得の申告について、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択する場合は、「確定申告書」と「住民税申告書」の両方を提出してください。なお、これらに関する「住民税申告書」の提出期限は、個人住民税の納税通知書が送達されるまでです。
- 生命保険年金(個人年金など)は、年金額から掛金相当分の必要経費を差し引いた金額が雑所得として課税対象となります。忘れずに申告してください。

# 申告相談日程

## ■市内での申告相談日程 平日（月～金）相談日

相談会場	日時
市役所本庁 4階	2月16日(火)～3月15日(月)
江田島保健センター 1階	2月16日(火)～3月 1日(月)
能美市民センター 2階	3月 2日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後5時
沖美市民センター	3月 4日(木)・3月 5日(金)
三高交流プラザ 2階	3月 8日(月)・3月 9日(火)
切申公民館 3階（出張申告相談）	3月 1日(月) 午前9時～午後4時

## ■平日の日中に申告相談できない方 休日・夜間相談日

相談会場	日時
市役所本庁 4階	夜間相談 2月22日(月)・2月24日(水)・2月25日(木) 午後5時～8時 休日相談 2月28日(日) 午前9時～午後5時

## ■市県民税申告

受付窓口	日程	相談会場	日程
税務課（本庁 1階）	2月 1日(月)～2月15日(月)	各申告相談会場	2月16日(火)～3月15日(月)

※市県民税申告が必要な方は、8ページの「あなたは申告が必要ですか」のフローチャートで、②または④（うち申告が必要な方に該当する場合）と判定された方です。

## ■広島市内での申告相談日程（税務署主催） 問 広島南税務署 ☎082（253）3281

相談会場	日時
NTTクレドホール （基町クレド・パセーラ11階）	平日：2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後5時 休日：2月21日(日)・2月28日(日) 受付：午前8時30分～午後4時

※会場の混雑を回避するため、入場には入場整理券が必要です。入場整理券は各会場で当日配付します（枚数に限りがあります）。LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。

※江田島市内および NTT クレドホールの申告相談会場では、確定申告書控に税務署の受付印を押印できませんので、ご注意ください。



## スマホから確定申告

国税庁 HP

### 1 申告会場混雑緩和

#### 確定申告会場の混雑緩和のため

確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、自宅などで作成、提出をお願いします。  
自宅からスマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

### 2 申告書作成・送信！

#### ■申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力し作成。

#### ■申告書を送信

○マイナンバーカード方式  
○ID・パスワード方式  
いずれかの方法で送信。

※印刷して所轄の税務署へ提出することもできます。

### 3 スマホ専用画面（国税庁 HP）

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方が **スマホ専用画面** をご利用いただけます。

申請書の作成はこちらから！ ▶▶▶



### 4 医療費控除の明細書が必要

医療費控除を受ける際は、「**医療費控除の明細書**」の提出が必要です。「医療費のお知らせ」を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

※令和 2 年分の確定申告からは「**医療費の領収書**」の添付または提示による申告はできません。